公益社団法人 日本家庭園芸普及協会 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本家庭園芸普及協会(以下「本協会」という。) 定款第27条に基づく役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 本協会が報酬を支給することができる役員は、定款第22条第1項に定める理事で、 常勤の者とする項に定める理事で、常勤の者及び定款第5条第1項で規定された 会員の代表者又は個人を除く非常勤の者とする。

(報酬等の種類)

- 第3条 役員に支給する報酬等は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)常勤の役員には、報酬及び通勤手当を支給することができる。
 - (2)定款第5条第1項で規定された会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員には、別表第1に掲げる「会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員の報酬」で定める額を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

- 第4条 役員の報酬等は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。但し、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。
 - 2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その 方法によって支払うことが出来る。

(報酬の支給日)

- 第5条 役員の報酬の支給日は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)常勤の役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月 20 日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、本協会職員給与規程に準じて支給する。
 - (2)定款第5条第1項で規定された会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員にあっては、理事会出席等必要の都度、支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤の役員の報酬の額は、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、理事会の承認を得て、会長が決定するものとする。

(通勤費の取扱い)

第7条 常勤の役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に 準じて支給する。

(任期の途中での就任及び退任等)

- 第8条 任期の途中において新たに就任した者は、就任した日から報酬等を支給する。
 - 2 常勤の役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合には、その日までの報酬を支給する。
 - 3 常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(補足)

第9条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

別表第1

(会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員の報酬)

1 定款第5条第1項で規定された会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員の日額報酬を次の通り定める。交通費は実費とする。なお、下記、報酬額については理事会の決議を得て、変更することができる。

理事会等へ出席の都度、一人一律 20,000 円

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月13日 改定施行